

矢掛町

自主避難所開設及び運営基準

(老人福祉センター)

【基準の取扱いについて】

避難勧告や避難指示などを町が発令する前に、自分の判断で避難することを自主避難といいます。

自主避難所開設及び運営基準は、豪雨や台風接近による風水害の発生が予想される場合に、指定避難所の開設前に町民の安全を一時的に確保する目的で開かれる自主避難所の開設を判断する基準や開設に係る手続きを定めるものです。

なお、この基準を原則としながらも、町民の生命財産を守るため、当日の気象状況や職員配置の状況等により適宜この基準が変更されること、より適切な運用形態となることを想定しています。

令和元年 7 月 31 日作成

令和 2 年 6 月 16 日一部改正

矢掛町水防対策準備室

矢掛町水防本部

矢掛町災害対策本部

目次

1	矢掛町自主避難所開設及び運営基準	1
第1	開設目的	
第2	開設基準	
第3	開設手順	
第4	留意事項	
第5	施行期日	
	(参考資料) 自主避難所へ避難する方へ	3
	(参考資料) 自主避難所避難者名簿	4
	(参考資料) 配備体制	5

矢掛町自主避難所開設及び運営基準

(開設目的)

第1 この基準は、豪雨や台風の接近等により災害発生の恐れがあり、指定避難所の開設前に老人福祉センターを自主避難所として開設するための基準及び手順並びに留意事項について、定めることを目的とする。

(開設基準)

第2 自主避難所は、次の条件のいずれかに該当する場合に開設する。

- (1) 水防対策準備室、水防本部又は災害対策本部が既に設置されているが、指定避難所の開設が予定されていない場合であって、水防対策準備室にあつては、総務防災課長、水防本部又は災害対策本部にあつては各本部長（以下「本部長」という。）が自主避難所の開設が必要と認める場合
- (2) 水防対策準備室、水防本部又は災害対策本部が既に設置されているが、指定避難所の開設が予定されていない場合であつて、町民から自主避難所への避難要望があり、水防対策準備室にあつては、総務防災課長、水防本部又は災害対策本部にあつては本部長が自主避難所の開設が必要と認める場合

(開設手順)

第3 水防対策準備室が設置されている場合の開設手順は次のとおりとする。

- (1) 総務防災課長は、自主避難所の開設を保健福祉課長に指示し、保健福祉課長は、福祉推進係長に自主避難所の開設を指示する。
- (2) 上記の指示を受けた福祉推進係長は、係員に命じて矢掛町老人福祉センターを自主避難所として開設する。
- (3) 福祉推進係長は、自主避難所が開設された場合又は開設予定時間が決定した場合は、保健福祉課長に報告し、保健福祉課長はその旨を総務防災課長に報告する。
- (4) 上記報告を受けた総務防災課長は、自主避難所の開設について町民への広報を行うと同時に、経緯を記録し、町長に報告する。

2 水防本部又は災害対策本部が設置されている場合の開設手順は次のとおりとする。

- (1) 水防本部長又は災害対策本部長は、自主避難所の開設を危機管理監に指示し、危機管理監は、保健福祉部長に自主避難所の開設を指示する。
- (2) 上記指示を受けた保健福祉部長は、福祉班長に自主避難所の開設を指示し、福祉班長は班員に命じて矢掛町老人福祉センターを自主避難所として開設する。
- (3) 福祉班長は、自主避難所が開設された場合又は開設予定時間が決定した場合は、保健福祉部長に報告し、保健福祉部長は、その旨を危機管理監に報告する。
- (4) 上記報告を受けた危機管理監は総務防災部長に自主避難所の開設について町民への広報を行うよう指示し、総務防災部長は自主避難所の開設について町民への広報を行うと同時に、経緯を記録し、本部長に報告する。

(留意事項)

第4 自主避難所の開設にあつては、次の事項に留意することとする。

- (1) 自主避難所の開設を決定した場合、老人福祉センターは、利用者がある場合は、利用者に自主避難所開設の旨を説明し、老人福祉センターを閉館する旨を説明する。
- (2) 自主避難所の運営は、老人福祉センターの職員が勤務している時間帯を除き、保健福祉課職員が対応する。（対応職員は、必要に応じて1名～2名とする。）

- (3) 自主避難所での食事・衣類等生活必需品の提供は行わない。自主避難所への避難者へは、避難前に各自で準備するよう伝えること。
- (4) 原則として自主避難所は、町が避難所を定め開設するまでの一時避難所とする。
- (5) 自主避難所は、一時的に開設するものであって、台風の暴風域が通過した場合など、危険が去れば閉鎖する。
- (6) 自主避難所に避難する場合、避難者は、その親族又は自宅近くの町民に自主避難する旨を伝えること。また、民生委員やケアマネジャー等の支援者がいる場合は、支援者に自主避難する旨を事前に伝えておくこと。(避難行動要支援者の場合は、担当民生委員に必ず連絡してから避難すること。)
- (7) 自主避難所への移動手段は各自で確保すること。(町が新たに指定避難所を開設した場合において、その避難所へ移動する際の交通手段や帰宅の際の交通手段についても、各自で確保すること。)
- (8) 自主避難所への避難者は、老人福祉センターの受付で住所、氏名、年齢及び緊急連絡先を届け出る。
- (9) 自主避難所への避難者が、一時的に外出する場合は、受付職員に行先及び帰所時間を届け出る。
- (10) 自主避難所での事故等については、避難所開設者の重大な過失による場合を除き、本人の責任とする。
- (11) 自主避難所において避難者が、他の避難者に著しい迷惑行為を行った場合及び職員の指示に従わない場合は、自主避難所から退去させる場合がある。
- (12) 自主避難所への避難者が、自家用車で避難した場合、駐車場は役場前駐車場を使用することとする。その場合、車両番号を受付に届け出ること。

(施行期日)

この基準は、令和元年7月31日から施行する。

(施行期日)

この基準は、令和2年6月16日から施行する。

自主避難所への避難する方へ（必ず説明してください）

○自主避難所（老人福祉センター）へ避難する方は、次の事項を守ってください。

説明事項	チェック欄
自主避難所へ避難する前に、ご親族やご近所に自主避難所へ避難する旨を連絡してください。	
避難行動要支援者台帳に登録されている方が、自主避難所に避難しようとする場合は、担当の民生委員にその旨を連絡してください。	
介護サービスを利用しており、担当ケアマネジャーがいる場合は、自主避難所へ避難する旨を必ず連絡してください。	
着替えや毛布、日用品や水、食料等は各自で準備してください（自主避難所では何も提供されません。）。	
健康管理は、個人の責任でお願いします。病気などで服薬中の方は必ずお薬やお薬手帳を持参してください。	
避難の際、帰宅の際、指定避難所への移動の際等の交通手段は各自で確保してください。	
自主避難所（老人福祉センター）に到着したら、受付で住所、氏名及び緊急連絡先を届け出てください。	
自家用車で自主避難所（老人福祉センター）に避難する場合は、役場前駐車場に車を置き、車両ナンバーを受付に届け出てください。	
自主避難所（老人福祉センター）から一時的に外出する場合は、必ず受付に連絡してください（帰宅する場合も同じ）。	
自主避難所（老人福祉センター）での事故等については、施設管理者に重大な過失のない限りご本人の責任とします。	
自主避難所（老人福祉センター）に宿泊することとなった場合でもお風呂の提供はいたしません。	
他の避難者への迷惑行為や、職員の指示に従わない場合は退去していただきます。	
災害の危険性がなくなった場合等で自主避難所（老人福祉センター）を閉鎖する場合は、帰宅していただきます。	

自主避難所避難者名簿（老人福祉センター）

No.

No.	住所	氏名	年齢	緊急連絡先	車両番号	備考
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		
				氏名 電話		

(参考資料)

配備体制

◇水防対策準備室 ※職員 3 名以上

配置要員 総務防災班, 建設班

配置基準 総務防災班…防災の危機管理上対応が必要なとき配置する。

建設班…大雨注意報等の気象警報が発表され, 河川の水位やその他の災害の危険が予想されるとき配置 (自動配置)

◇水防本部 (第 1 次配置) ※職員 5 名以上 (水防警戒本部を除く)

本部長…副町長

副本部長 …危機管理監

対策班長 …総務防災課長 建設課長

配置要員 …総務防災班, 建設班

配置基準 …大雨警報等の警報が発表されたとき

◇水防本部 (第 2 次配置) ※職員 31 名 (水防本部会議を除く)

本部長…町長

副本部長 …副町長, 教育長, 消防団長

危機管理監…総務防災課長

各対策部 …総務防災課長, 企画財政課長, 町民課長, 保健福祉課長, 建設課長, 上下水道課長, 産業観光課長, 教育課長, 病院事務長

配置要員 …総務防災部, 企画財政部, 町民部, 保健福祉部, 建設部, 上下水道部, 産業観光部, 教育部, 医務部, 消防団

配置基準 水防本部…防災危機管理上, 対応が必要なとき

◇災害対策本部 (第 2 次配置) ※職員 31 名体制 (災害対策本部を除く)

本部長…町長

副本部長 …副町長, 教育長, 消防団長

危機管理監…総務防災課長

各対策部 …総務防災課長, 企画財政課長, 町民課長, 保健福祉課長, 建設課長, 上下水道課長, 産業観光課長, 教育課長, 病院事務長

配置要員 …総務防災部, 企画財政部, 町民部, 保健福祉部, 建設部, 上下水道部, 産業観光部, 教育部, 医務部, 消防団

配置基準 町の地域に災害が発生した場合, 又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。特別警報が発表されたとき。

◇災害対策本部 (第 3 次配置) ※全職員体制

第 2 次配置と同じだが、配置要員は全職員と消防団

配置基準 発生災害が拡大し, 被害が甚大と予想されるとき。

町の全域にわたって災害が発生する危険があるとき